

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

阿見町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 阿見地区

(1) 現況

本地区は阿見市街地と荒川沖市街地に挟まれた地域の農用地である。

阿見地区の水田は、比較的規模の小さな区画になっており、畑地は概して平坦な農地となっている。しかし、本地区は担い手の減少により耕作放棄地が増加しているため、今後は地域の担い手となる中心経営体への農地集積を図り、農業経営の安定と農村集落の機能の維持を図ることが必要である。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を構築するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

2. 朝日地区

(1) 現況

本地区は桂川から牛久市との市町村界までの地域の農用地である。

朝日地区は露地野菜と水稻が主な農業経営であり、畑作物はネギが多く作付されている。今後は農地の流動化により担い手に土地の集積を図り、機械化による作業の効率化・省力化を図っていくとともに、担い手による農地や農業用施設の保全管理の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ、本地域では、農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を構築するとともに、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し、法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより、多面的機能の発揮の促進を図る。

3. 君原地区

(1) 現況

本地区は清明川から稲敷市との市町村界までの地域の農用地である。

君原地区は露地野菜専作及び露地野菜，水稲が主な農業経営となっている。今後は作業の省力化を図るとともに，担い手による農地や農業用施設の保全管理の負担を軽減する必要がある。

(2) 目標

(1)を踏まえ，本地域では，農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を構築するとともに，環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し，法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより，多面的機能の発揮の促進を図る。

4. 舟島地区

(1) 現況

本地区は国道125号線バイパスから北の地域の農用地である。

舟島地区は水稲とレンコンが中心の作付体系であり，まとまりのある水田地帯である。しかし，地域の担い手の減少により耕作放棄地が増加傾向にある。今後は中心経営体へ農地を集積し，農業経営の安定と農業用施設の維持管理が必要とされている。

(2) 目標

(1)を踏まえ，本地域では，農業者と地域住民や関係者団体との協力体制を構築するとともに，環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式を普及し，法第3条第3項第1号及び同項第3号に掲げる事業を推進することにより，多面的機能の発揮の促進を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

	実施を推進する区域	実施を推進する事業
①	阿見地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
②	朝日地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
③	君原地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業
④	舟島地区	法第3条第3項第1号に掲げる事業及び第3号に掲げる事業

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあつては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

茨城県の「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する基本方針」第4の2の（1）の規定に基づき，県が設置する地域の実情を踏まえた支援を行うことができる推進体制を活用し，相互に連携・協力を図るものとする。